

準会員A・準会員Bへの入会例

<p>(例1) R6年4月に新規準会員Bに入会し、そのまま継続⇒評価試験事務手数料(※)は免除。</p>	<p>R6年度の準会員A/Bの申込は 原則 R6年4月1日から。</p>
<p>(例2) R6年6月に新規準会員Bに入会し、そのまま継続⇒評価試験事務手数料(※)は免除。</p>	<p>準会員A/Bの申込で、期中でも入会できますが、 会員資格の有効期限は 期末3月31日まで。</p>
<p>(例3) R5年9月1日に入会した賛助会員が、R6年4月に準会員Bに入会。⇒評価試験事務手数料(※)は免除。</p> <p>▼公示R5年10/26</p>	<p>R6年度の準会員A/Bの申込は 原則 R6年4月1日から。</p>
<p>(例4) R5年9月1日に入会した賛助会員が、R6年4月に入会しない場合、R6年9月30日までの評価試験事務手数料(※)は免除。 R6年10月1日以降 評価試験事務手数料(※)は1申込につき5,000円必要。</p> <p>▼公示R5年10/26</p>	
<p>(例5) R5年9月1日に入会した賛助会員が、R6年4月に入会せず、R6年10月に準会員Bに入会⇒入会金(3,000円)必要。 評価試験事務手数料(※)は免除。</p> <p>▼公示R5年10/26</p>	<p>準会員A/Bの申込で、期中でも入会できますが、 会員資格の有効期限は 期末3月31日まで。</p>
<p>(例6) R5年12月1日に新規賛助会員に入会し、R6年4月に準会員Bに入会。R7年4月にそのまま継続⇒評価試験事務手数料(※)は免除。</p> <p>▼公示R5年10/26</p>	<p>公示後に賛助会員に入会した場合、賛助会員の 有効期限は R6年3月31日まで。</p>
<p>(例7) R5年12月1日に賛助会員に継続入会し、R6年4月に準会員Bに入会。R7年4月にそのまま継続⇒評価試験事務手数料(※)は免除。</p> <p>▼公示R5年10/26</p>	<p>公示後に賛助会員に入会した場合、賛助会員の 有効期限は R6年3月31日まで。</p>